

主婦健診・家族健診（平成30年度）

主婦健診・家族健診の受診方法をご案内します。

パンフレット・申込用紙等を順次社内便で被保険者あてに送付しますので、ご家族（被扶養者）へ受診を勧奨ください。

1. 健診内容

(1) 主婦健診・家族健診

- ・特定健診の検査項目(下表参照)に、生活習慣病予防の項目を追加した健診項目を実施。
- ・厚労省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に従い、主婦健診の乳がん検診と子宮頸がん検診は隔年実施。今年度は子宮頸がん検診を実施。
- ・申込要領：パンフレットに同封の「申込用紙」を「京都工場保健会（委託先）」へ送付
※インターネットによる申込みも可能
- ・申込締切：平成30年5月31日

検査項目		被保険者期間	加入者区分	年齢	経費負担
主婦健診	・特定健診 ・胸部X線検査 ・心電図検査 ・子宮頸がん検診	3年以上	被扶養者のうち、主婦(妻)	35歳以上 74歳以下	大同生命健保組合が負担 ただし、左記「検査項目」以外のオプション検査費用は全額自己負担
家族健診	・特定健診 ・胸部X線検査 ・心電図検査		被扶養者のうち、主婦妻以外	40歳以上 74歳以下	
			退職後任意継続中の被保険者本人および被扶養者		

※被保険者期間、加入者区分、年齢は、平成30年4月1日時点で判定。

※受診する被扶養者は受診日に当組合の加入者であることが必要。加入資格喪失者は受診できません。

特定健診の検査項目	問診（現在の症状、既往歴、自覚・他覚症状、生活習慣の確認）、身長、体重、視力、腹囲、BMI、血圧、検尿（糖、蛋白）、血液検査（貧血、糖尿病、腎・肝機能、循環器系疾患の検査）
-----------	--

(2) 国民健康保険の特定健診（集合契約B）

- ・「主婦健診・家族健診」の対象外（被保険者期間3年未満等）で次の条件に該当する方や、「主婦健診・家族健診」の対象者で健診日程・会場の都合が合わない場合にご利用ください。
- ・申込要領：健保組合が発行する「受診券」と「保険証」を医療機関に提示して受診。
大同生命健保組合ホームページ(<http://www.daidolife-kenpo.or.jp>)「保健事業」参照
- ・受診可能期間：平成31年1月末まで
※都道府県により別途受診期間が設けられている場合があります。

検査項目	被保険者期間	加入者区分	年齢	経費負担
特定健診のみ	不問	被扶養者	40歳以上 74歳以下	大同生命健保組合が負担
		退職後任意継続中の被保険者本人および被扶養者		

※集合契約Bは、都道府県内の保険者(国民健康保険、健保組合等)の代表が、市町村国保が健診等を委託する医師会等と契約し、健保組合加入者も国民健康保険加入者と同じ医療機関で受診できる仕組み。

※加入者区分、年齢は、平成30年4月1日時点で判定。

※受診する被扶養者は受診日に当組合の加入者であることが必要。加入資格喪失者は受診できません。